

第4期 室戸市地域福祉計画

第3期 地域福祉活動計画



ごあいさつ

本市では、第1期室戸市地域福祉計画を平成18年度に策定し、地域福祉の推進に取り組んでまいりました。今期の計画につきましては、社会福祉法の改正により、高齢者の福祉、障がい者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項を定めることにより、福祉関連計画の上位計画として位置づけ、包括的な支援体制の整備などの取り組みを含む、市が目指す姿を示しました。



近年、少子高齢化、個人や世帯の抱える問題の複雑化、地域のつながりの希薄化等が問題となってきています。今までのような縦割りの制度のみでの問題解決が困難であり、また、行政や専門職だけでは早期の介入や地域課題を乗り越えていくことが難しくなっていると感じていますが、それと同時に、室戸市には人々のつながりやコミュニティの良さが今でも残っており、今後も地域での支え合いに生かしていただきたいとも感じています。

本計画では「健康で心ゆたかに暮らし続けられる むろとへ」という基本理念を掲げました。そして、その実現のためには「助け合い・支え合い 共に生きる」ことが必要であり、住民の皆さまと協働で、住み続けたい地域を作っていくために、まずは皆さまに地域福祉に関心をもっていただき、話し合いをもち、地域づくりに参加をしていただくことが不可欠であり、地域福祉の推進にあたっては大変重要なことであると考えております。

市としましても、皆さまが参加、活躍できるような場づくりや体制整備を一層すすめてまいります。また、実行性をより確かなものとするために、本計画は社会福祉協議会が作成する「地域福祉活動計画」と一体的に策定をいたしました。

結びになりますが、本計画を策定するにあたり、ご意見を頂戴しました方々や「室戸市地域福祉計画・地域福祉活動計画検討委員会」の委員の皆様のご尽力に心より感謝申し上げます。

令和4年3月

室戸市長 植田 壯一郎

ごあいさつ

近年、少子高齢化や高齢者世帯の増加などにより、地域で支え合う力の脆弱化や家族の機能の低下が見られ、また、8050問題などによる社会的孤立、廃業等による生活困窮者の増加、介護や権利擁護への不安など、さまざまな福祉・生活課題が深刻化し、広がりを見せています。



室戸市社会福祉協議会では、平成29年度からの第2期地域福祉活動計画を策定し、令和3年度までの5年間「住民参加の誰もが健康で心豊かに安心して暮らせるまちづくり」を基本理念とし、さまざまな課題に取り組んでまいりましたが、第2期地域福祉活動計画の取り組みを検証・評価し、アンケート調査や住民座談会で把握された内容や住民ニーズを取り入れ『第3期地域福祉活動計画』を策定いたしました。今期は、市が策定する「第4期地域福祉計画」と一体的に策定することにより、より効果的な地域での活動をめざしました。

本計画の基本理念を『健康で心豊かに暮らし続けられる むろとへ～助け合い・支え合い 共に生きる～』とし、その理念のもと、地域共生社会の実現に向けて、住民の皆様や関係団体、室戸市と連携、協働の意識をもち、職員一丸となって取り組んでまいります。

結びになりますが、本計画の策定にあたり、さまざまな視点からご意見をいただきました室戸市地域福祉計画・地域福祉活動計画検討委員会の皆様をはじめ、ご協力をいただきました関係各位に厚くお礼を申し上げます。

令和4年3月

社会福祉法人 室戸市社会福祉協議会
会長 木下 恵介

目次

第1章	はじめに	1
1.	計画策定の背景・趣旨	3
2.	「地域福祉計画」・「地域福祉活動計画」とは	5
3.	地域福祉の基本的な考え方	5
4.	計画策定の視点	6
5.	計画策定の留意事項	8
6.	成年後見制度について	10
7.	計画の位置づけと期間	11
8.	本計画とSDGsとの関係	12
9.	圏域の考え方	13
第2章	現状と課題	15
1.	市の現状	17
2.	アンケートから見る住民等意識	27
3.	市の現状及び調査結果等から見える課題への取り組み	35
第3章	計画の理念と体系	37
1.	計画の基本理念	39
2.	計画の基本目標	40
3.	施策体系	42
第4章	施策の展開	43
基本目標1	地域を支える福祉の人づくり	45
施策の方向1-1	地域共生社会をめざす心の育成	45
施策の方向1-2	地域福祉を担う人材の育成	48
基本目標2	豊かに暮らせる地域づくり	51
施策の方向2-1	地域共生社会をめざす地域づくりの推進	51
施策の方向2-2	地域ネットワーク機能の強化	57
基本目標3	みんな安全・安心 福祉のまちづくり	61
施策の方向3-1	生活課題解決に向けた相談支援体制整備	61
施策の方向3-2	福祉サービスの充実	67
施策の方向3-3	安全・安心なまちをめざす取り組み	70
第5章	室戸市成年後見制度利用促進基本計画	75
1.	目的	77
2.	基本計画の位置付け	77
3.	成年後見制度に関する現状と課題	77
4.	成年後見制度の利用状況	78
5.	成年後見制度利用促進にあたっての目標と基本的な考え方	79
第6章	計画の推進に向けて	83
1.	協働体制による計画の推進	85
2.	計画の評価	86
資料		87
1.	室戸市地域福祉計画・地域福祉活動計画検討委員会名簿	89
2.	策定の経緯	90
3.	地区別懇談会の結果報告	91

第1章 はじめに

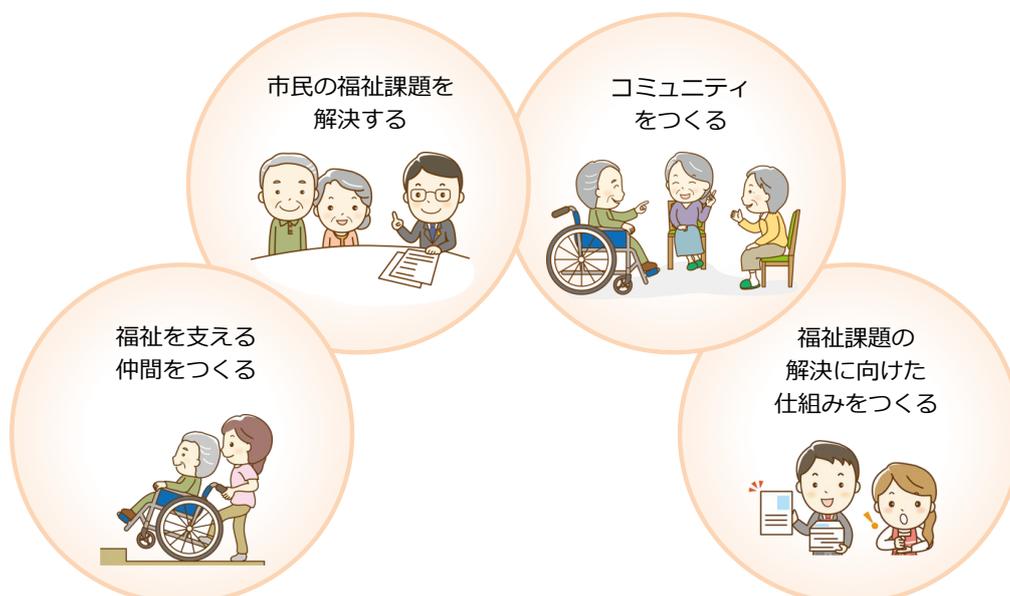
1. 計画策定の背景・趣旨

本市の近年の現状として、総人口の減少に加え、少子高齢化や独居高齢者・高齢者のみ世帯の増加が顕著となってきています。また、社会情勢や生活環境の変化によりライフスタイルや価値観の多様性の広がりが見られるなかで、一人ひとりが抱える課題も複雑化・複合化してきています。これらの課題に対応するには、個人の努力や行政による福祉サービスだけでは十分ではなく、地域住民同士で互いの福祉ニーズを認識し、地域全体で課題の解決に向けた取り組みを進めることが求められています。

国においては、平成12年に社会福祉事業法が改正されて社会福祉法となり、個人の自立支援、利用者による選択の尊重、サービスの効率化等を柱とした新しい社会福祉の方向性が示され、「地域福祉の推進」が社会福祉の基本理念の一つとして位置づけられました。さらに平成29年には社会福祉法が介護保険法等とともに改正され、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながる「地域共生社会」の実現をめざす方向性が示されました。

国が提唱する「地域共生社会」の実現に向けて、本市でも「地域福祉」に関する取り組みを一層推進し、地域住民同士の助け合い・支え合いの心による生活の質の向上と、全ての人がいっまでも安全・安心に住み続けられる地域の実現をめざす必要があります。

こうした背景から、地域に関わるすべての人と行政が一体となって、総合的な福祉施策を推進する「第4期室戸市地域福祉計画・第3期地域福祉活動計画」（以下「本計画」という。）を策定し、市民が安全・安心に生活できる地域共生社会の実現をめざします。



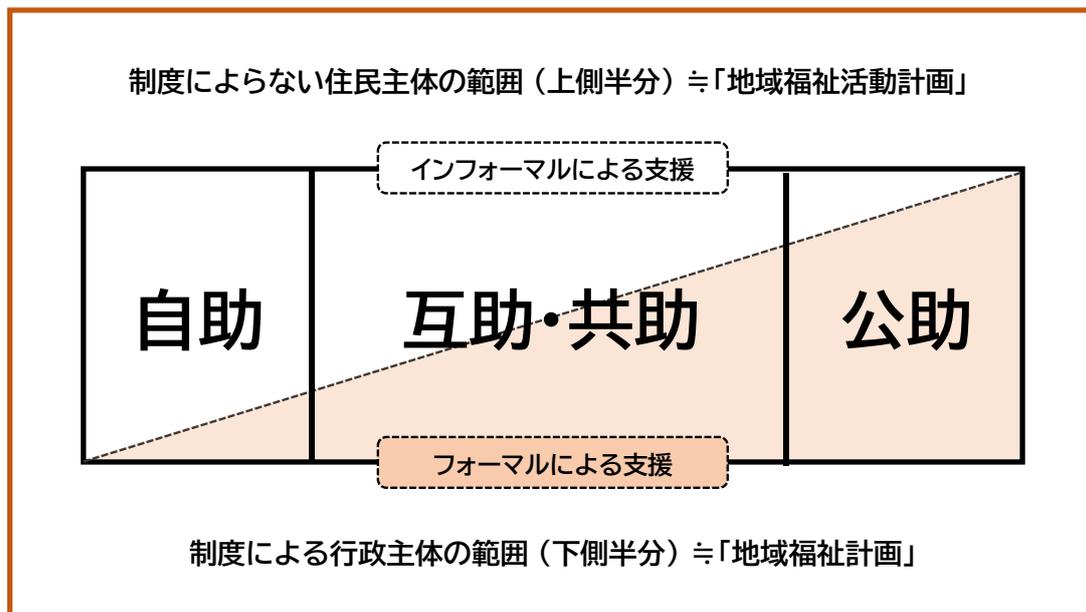
◆「地域共生社会」の実現に向けた地域づくりに関する国の動静◆

年月	内 容
平成 27 (2015) 年 9 月	「新たな時代に対応した福祉の提供ビジョン」(「新たな福祉サービスのシステム等のあり方検討 PT」報告) 多機関の協働による包括的支援体制構築事業(平成 28 年度予算)
平成 28 (2016) 年 6 月	「ニッポン一億総活躍プラン」(閣議決定)に地域共生社会の実現が盛り込まれる
7 月	「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部の設置
10 月	地域力強化検討会(地域における住民主体の課題解決力強化・相談支援体制の在り方に関する検討会)の設置
12 月	地域力強化検討会 中間とりまとめ 「我が事・丸ごと」の地域づくりの強化に向けたモデル事業(平成 29 年度予算)
平成 29 (2017) 年 2 月	社会福祉法改正案(地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律案)を提出 「「地域共生社会」の実現に向けて(当面の改革工程)」を「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部で決定
5 月	社会福祉法改正案の可決・成立 → 6 月 改正社会福祉法の公布 ※改正法の附則において、「公布後 3 年を目処として、市町村における包括的な支援体制を全国的に整備するための方策について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。」と規定
9 月	地域力強化検討会 最終とりまとめ
12 月	「社会福祉法に基づく市町村における包括的な支援体制の整備に関する指針」の策定・公表及び関連通知の発出
平成 30 (2018) 年 4 月	改正社会福祉法の施行
令和元 (2019) 年 5 月	地域共生社会推進検討会(地域共生社会に向けた包括的支援と多様な参加・協働の推進に関する検討会)設置
7 月	地域共生社会推進検討会 中間とりまとめ
12 月	地域共生社会推進検討会 最終とりまとめ
令和 2 (2020) 年 3 月	社会福祉法等改正法案(地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律案)を提出
6 月	改正社会福祉法の可決・成立 ※市町村における重層的支援体制整備事業に関する改正規定は令和 3 年 4 月施行

2. 「地域福祉計画」・「地域福祉活動計画」とは

「地域福祉計画」とは、地域福祉に関する仕組みづくりや施策を展開する市の計画であり、「地域福祉活動計画」とは、地域福祉活動を推進する民間である室戸市社会福祉協議会（以下「市社協」という。）の計画です。このたびはその実効性から両計画を一体的に策定することとします。

◆「地域福祉計画」と「地域福祉活動計画」の関係性◆



3. 地域福祉の基本的な考え方

「福祉」とは、特定の誰かだけでなく、みんなが幸せになれるような取り組みや活動がありますが、「地域福祉」とは、私たち一人ひとりが地域社会の一員であることを認識しつつ、居住する地域において安心して暮らせるよう、地域住民や公私の社会福祉関係者が互いに協力して地域の福祉課題の解決に取り組む考え方のことを言います。

課題を解決する取り組み方として、個人や家庭の努力による解決（＝自助）のほかに、近所や地域、ボランティア等による助け合い・支え合いや介護保険・医療保険等の相互負担による制度の活用（＝互助・共助）や、公的サービスによる課題解決の方法（＝公助）が考えられます。

これからは従来の縦割りで固定的な役割分担ではなく、「地域福祉」の視点から包括的な支援体制を整備することが求められています。そのため、市や市社協をはじめ、各種団体や地域住民がそれぞれの役割を担い、連携・協働することが重要です。

4. 計画策定の視点

国において、各自治体で地域福祉を推進する上での現状と課題として、次のような内容が示されています。

地域福祉をめぐる現状と課題
<p>●世帯の複合課題</p> <ul style="list-style-type: none">・高齢の親と働いていない独身の50歳代の子が同居している世帯（いわゆる「8050問題」）・介護と育児に同時に直面する世帯（いわゆる「ダブルケア」）・障がい児の親が高齢化し介護を要する世帯・様々な課題が複合して生活が困窮している世帯
<p>●制度の狭間にある課題</p> <ul style="list-style-type: none">・制度の対象外、基準外、一時的なケース
<p>●自ら相談に行く力がない</p> <ul style="list-style-type: none">・頼る人がいない、自ら相談に行くことが困難・社会的孤立・排除、一例である「ごみ屋敷」、地域住民からすると「気付いていても何もできない」ことが多い
<p>●地域のつながりの低下</p> <ul style="list-style-type: none">・少子高齢化や人口減少の進行、自治会・町内会の加入率減少等による地域で課題を解決していくという地域力の脆弱化・見て見ぬふり
<p>●新たな地域課題</p> <ul style="list-style-type: none">・単身世帯の増加、賃貸住宅への入居時の保証の問題、入院時の対応や看取り、死亡後の対応等、成年後見を含め新たな生活支援の必要性

上記の現状と課題を踏まえて、平成29年の社会福祉法の改正により、各自治体が策定する地域福祉計画について福祉関連個別計画の上位計画に位置づけるとともに、地域福祉計画において福祉関連計画の各分野における共通事項を定める必要性が示されました。

さらに、地域共生社会の実現に向けて、支援を必要とする地域住民が抱える多様で複合的な生活課題について、地域住民や公私の福祉関係者による把握と関係機関との連携等による解決が図られる地域福祉の方法が明記されるとともに、地域福祉計画に盛り込むべき事項について、次の5つが示されました。

- ①地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、
共通して取り組むべき事項
- ②地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- ③地域における社会福祉を目的とした事業の健全な発達に関する事項
- ④地域福祉に関する活動への住民の参加に関する事項
- ⑤包括的な支援体制の整備に関する事項 ※社会福祉法第107条第1項より

上記5つの事項により、縦割りでない分野横断的な支援やサービス（居住や就労等への支援、共生型サービスの展開、分野横断的な事業の実施、虐待防止や権利擁護等）の更なる展開と、様々な分野をまたぐ複合的な課題に対して相談者や世帯の属性や年齢に関わらず受け止めて支援を行う、包括的な相談支援体制の構築が求められています。

また⑤包括的な支援体制の整備に関する事項については、地域生活課題を包括的に解決するための支援体制の整備をめざし、社会福祉法が改正され、次の3つの事項について市町村の努力義務とされました。

- 地域住民の地域福祉活動への参加を促進するための環境整備
- 住民に身近な圏域において、分野を超えて地域生活課題について総合的に相談に応じ、情報の提供や助言等を行う体制の整備
- 支援関係機関が連携し、地域生活課題の解決に資する支援を一体的に行う体制の整備

■参考【社会福祉法抜粋】

（包括的な支援体制の整備）

第百六条の三 市町村は、次条第二項に規定する重層的支援体制整備事業をはじめとする地域の実情に応じた次に掲げる施策の積極的な実施その他の各般の措置を通じ、地域住民等及び支援関係機関による、地域福祉の推進のための相互の協力が円滑に行われ、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制を整備するよう努めるものとする。

一 地域福祉に関する活動への地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援、地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備、地域住民等に対する研修の実施その他の地域住民等が地域福祉を推進するために必要な環境の整備に関する施策

二 地域住民等が自ら他の地域住民が抱える地域生活課題に関する相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、必要に応じて、支援関係機関に対し、協力を求めることができる体制の整備に関する施策

三 生活困窮者自立支援法第三条第二項に規定する生活困窮者自立相談支援事業を行う者その他の支援関係機関が、地域生活課題を解決するために、相互の有機的な連携の下、その解決に資する支援を一体的かつ計画的に行う体制の整備に関する施策

本市では、このような策定の視点に基づいて、これまで推進してきた福祉関連個別計画の様々な施策の共通軸を定めるとともに、地域共生社会の実現に向けて、地域住民や公私の社会福祉関係者の連携を強めて地域力を高める取り組みを推進します。そのため、地域の現状と課題を把握し、関係機関と情報共有しながら施策・事業を展開することとし、福祉に根ざした地域づくりと包括的な支援体制づくりを着実に推進します。

5. 計画策定の留意事項

社会福祉法第4条において、「地域住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者（以下「地域住民等」という。）」を地域福祉推進の主体とし、「地域住民等が相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される」ことを地域福祉推進の目的としています。

また、第6条第2項においては地域生活課題を包括的に解決するための体制の整備やその他地域福祉の推進のために必要な各般の措置を講ずるよう努めるとともに、保健医療、労働、教育、住まい等の各施策との連携に配慮すること、等が記載されています。

このような地域福祉推進の視点を持ちながら、本市では次の点に留意して計画を策定することとします。

○ 地域住民等の地域福祉活動への主体的な参加

互いの価値観や存在意義を認め合うなかで、地域住民等が地域社会の一員として地域福祉課題の解決に携わるとともに、助け合い・支え合いの精神により日頃から地域福祉活動に主体的に参加できる機会を提供します。

また、地域住民の地域福祉活動への参加を促進するための環境整備、住民に身近な圏域において分野を超えて地域生活課題について総合的に相談に応じ、情報の提供や助言等を行う体制の整備、支援関係機関が連携し地域生活課題の解決に資する支援を一体的に行う体制の整備について推進します。

○ 地域共生社会の実現に向けて

制度・分野の枠や、「支える側」「支えられる側」という従来の関係を超えて、人と人、人と社会がつながり、一人ひとりが生きがいや役割をもち、助け合いながら暮らしていくことのできる、包摂的なコミュニティ、地域や社会を創るという考え方のもと、住民と行政や地域のあらゆる団体等がともに地域を作っていくことを重点的に推進します。

○ 連携・協働による地域づくり

福祉サービスは、従来は市・市社協及び福祉事業者が提供の主体でしたが、最近では各種

団体や地域住民による支援やサービスの提供も全国的に見られるようになってきています。本市においても福祉サービスの充実や地域課題の解決のため、市・市社協や市内のあらゆる機関、そして地域住民等と協働して地域づくりを推進します。

○ セーフティネットの充実

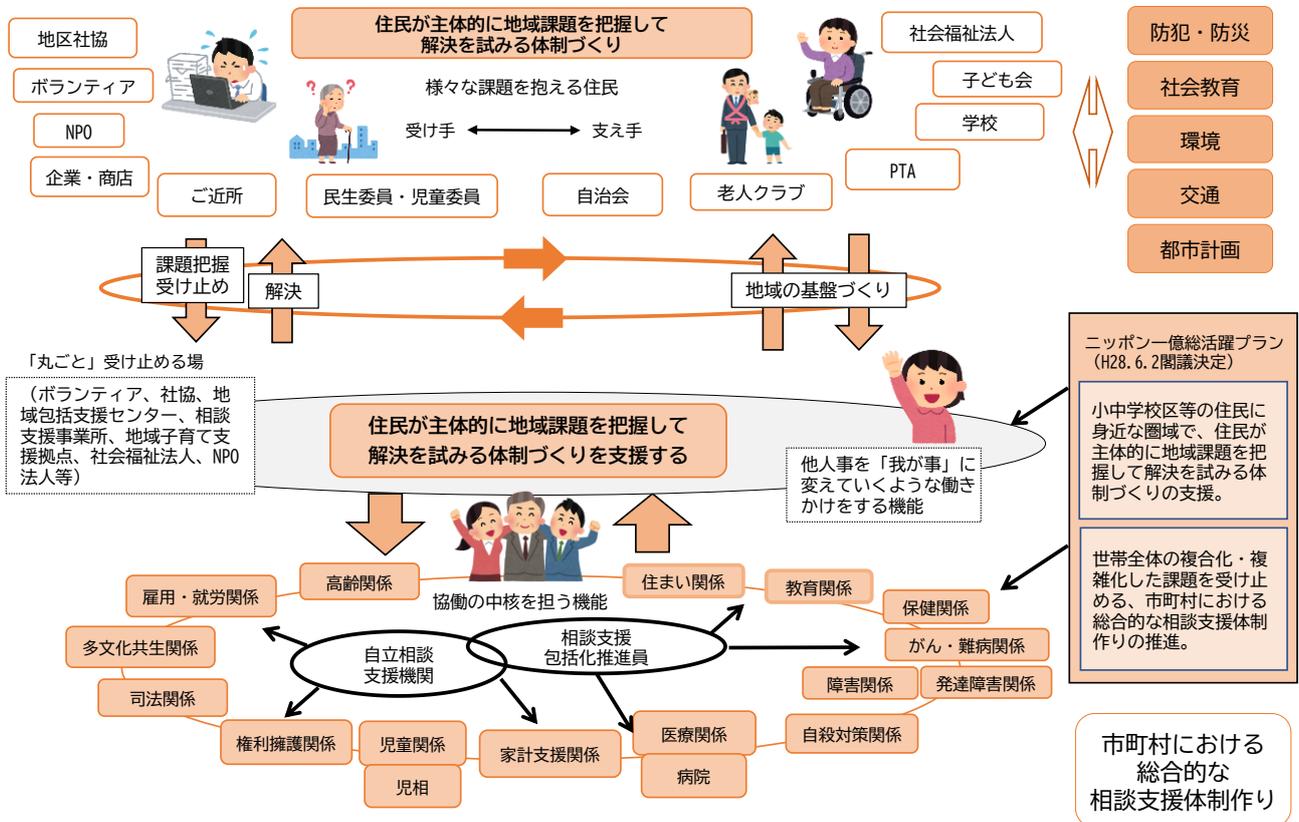
生活困窮者やひきこもり状態にある人等について、専門職による伴走型支援に加え、近隣住民や民生委員・児童委員等による日常の見守りや関わり等により支援へつなげることで、また課題を抱える本人や世帯の意思と尊厳を尊重しながら、人と人とのつながりや社会とのつながりを回復し、自立した生活が営めるように支援します。

また多機関との協働や連携により、重層的なセーフティネットの構築を図ります。

○ 地域生活課題を包括的に解決するための支援体制の整備

地域住民が住民同士の交流により課題を解決できるような仕組みづくりへの支援、孤立等を防ぐために社会参加につなげる支援、また様々な課題を抱える人を受け入れる居場所の確保やそのための住民の意識の変容等のために必要なことを多機関との協働により推進します。そのうえで、令和2年6月の社会福祉法改正により、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を整備するために創設された重層的支援体制整備事業への移行を検討していきます。

地域における住民主体の課題解決力強化・包括的な相談支援体制のイメージ図



資料：平成29年版「厚生労働白書」

6. 成年後見制度について

認知症、知的障がい、精神障がい等の方は、自らの財産を管理したり、様々な契約を結んだり、遺産分割の協議をしたりする必要があるとしても、自らの判断でこれらを行うのが難しい場合があります。また、不利益な契約であっても契約を結んでしまう等、悪質商法の被害にあうおそれもあります。このような自分自身で判断することが難しい方を保護し、支援するのが成年後見制度です。

成年後見制度には、法定後見制度と任意後見制度の2つがあります。「法定後見制度」は、判断能力の程度等により「後見」「保佐」「補助」の3つに分かれており、家庭裁判所によって親族や法律・福祉の専門家、福祉関係の公益法人等が成年後見人等（成年後見人・保佐人・補助人）として選ばれます。「任意後見制度」は、十分な判断能力があるうちに、将来に備え自らが選んだ代理人に代理権を与える契約を公正証書で結んでおくものを言います。

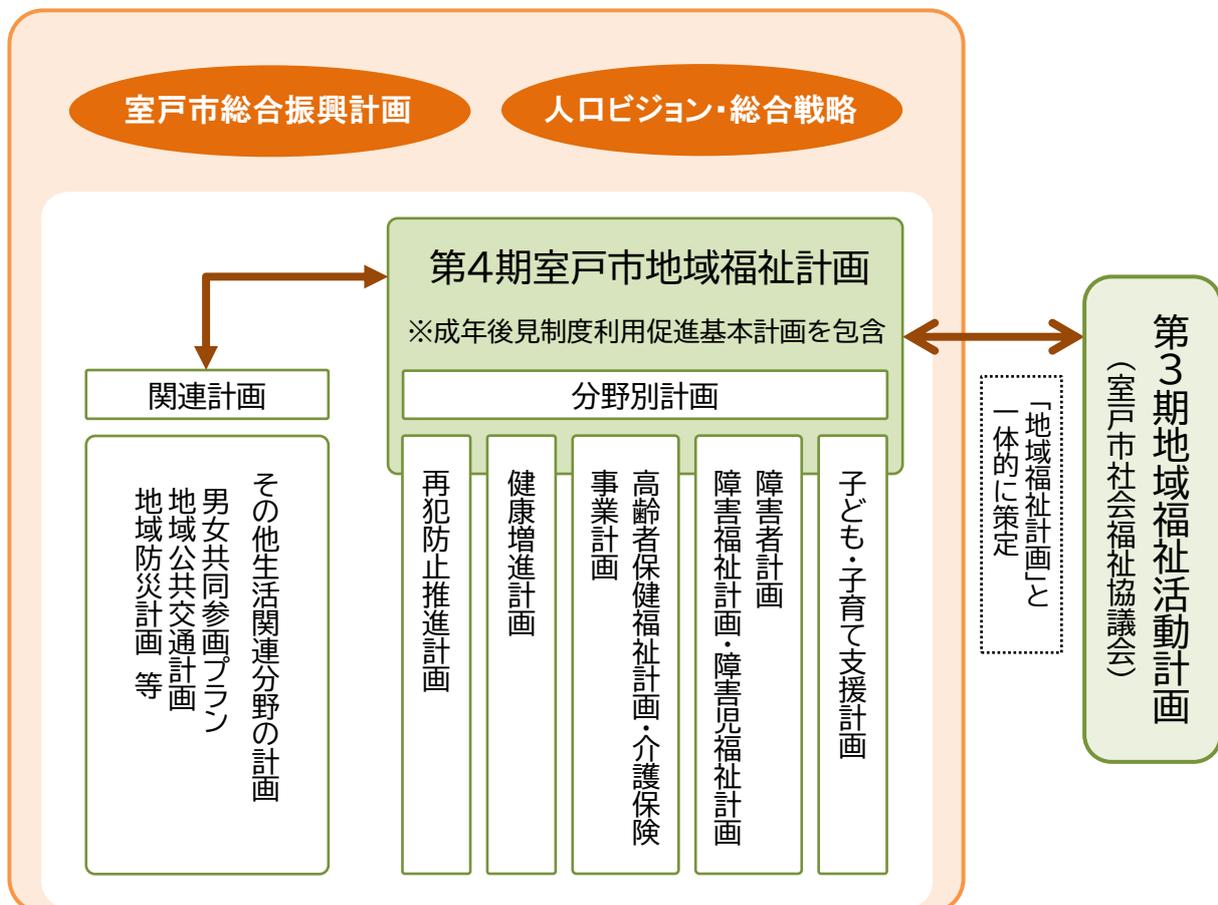
本市においても、このような制度を必要とされる方が利用しやすい体制を整備していく必要があることから、今回の計画策定に際し、「成年後見制度利用促進基本計画」を包含して策定します。

7. 計画の位置づけと期間

(1) 計画の位置づけ

「地域福祉計画」は、総合振興計画等の最上位計画がめざす将来像や基本理念の達成に向けた“福祉面のまちづくり計画”であり、福祉に関する分野別計画（高齢者、子ども、障がい者等に関する計画）の共通軸に関する施策を体系化するものとして、福祉関連計画の上位計画として位置づけます。

なお、「地域福祉計画」は、社会福祉法第4条に規定する地域福祉を推進するため、同法第107条の規定に基づき策定する市町村地域福祉計画ですが、実効性の観点から、社会福祉協議会が地域住民や社会福祉に関する活動を行う者等に呼びかけて地域福祉の推進を図るために策定する民間の行動計画である「地域福祉活動計画」及び成年後見制度利用促進法第14条に規定する「成年後見制度利用促進計画」の2つを包含し、3つの計画を一体的に策定します。



(2) 計画の期間

本計画について、計画期間を令和4年度から令和8年度までの5年間とします。

計画期間中においては、取り組み状況を定期的に点検・精査するとともに、国の動向や社会情勢の変化等を踏まえて必要な修正を行うこととします。

令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
「第4期室戸市地域福祉計画・第3期地域福祉活動計画」					 次期計画

8. 本計画とSDGsとの関係

SDGs (Sustainable Development Goals: 持続可能な開発目標) とは、2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された2030年までの国際目標です。持続可能な世界を実現するための17の目標・169のターゲットから構成され、地球上の誰一人として取り残さないことを誓っています。日本でも積極的に取り組まれており、本市においてもSDGsに参画できる取り組みを推進しています。

《本計画と特に関係が深い目標》



1. 貧困をなくそう

あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる。



3. すべての人に健康と福祉を

あらゆる状態や立場の人の健康的な生活を確保し、福祉を促進する。



11. 住み続けられるまちづくりを

あらゆる状態や立場の人を受け入れるとともに、安全かつ強靱で持続可能な地域社会を実現する。



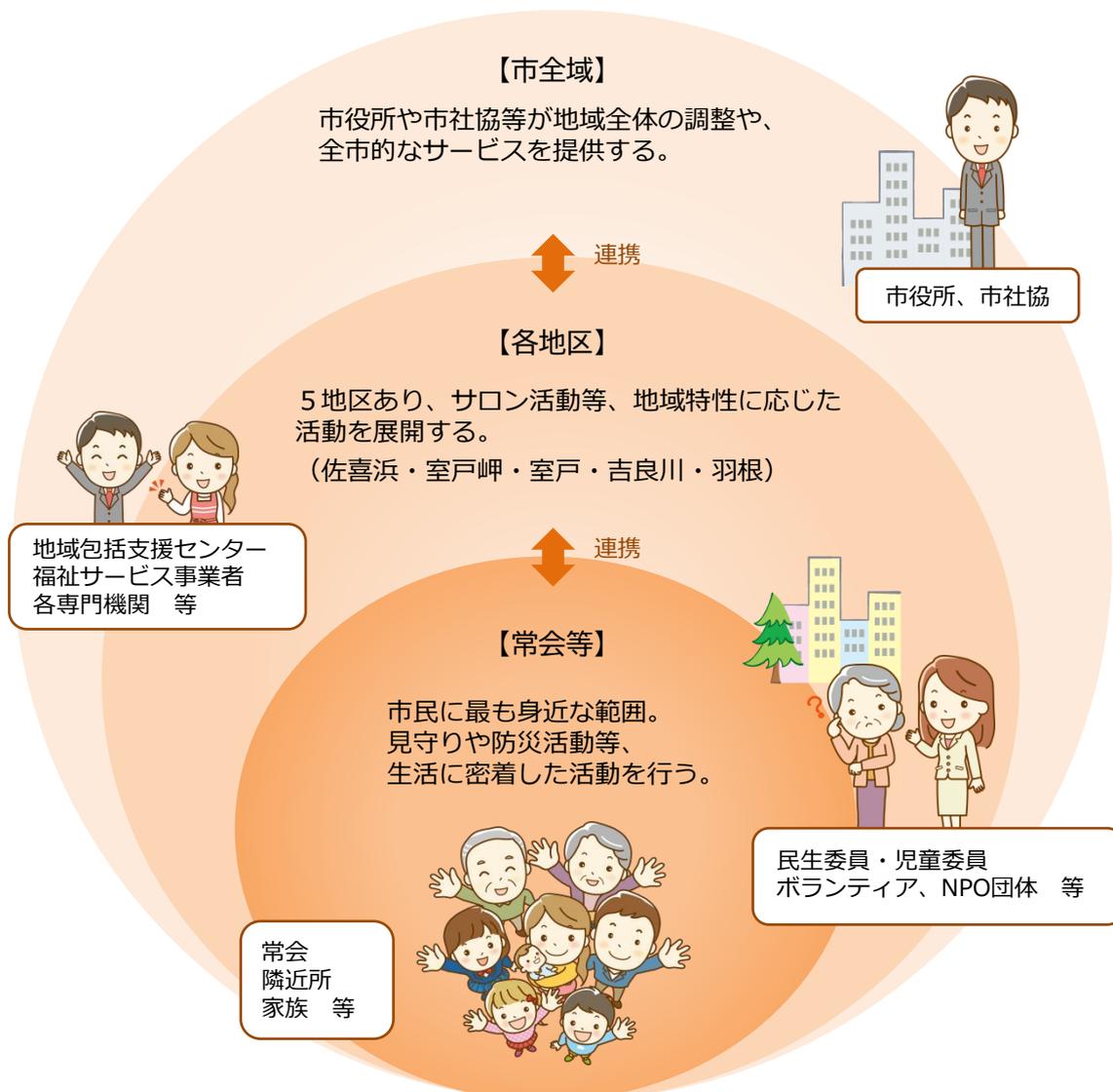
16. 平和と公正をすべての人に

すべての人に司法や公的制度へのアクセスを提供し、あらゆる状態や立場の人を受け入れられる平和で公正な社会を実現する。

9. 圏域の考え方

地域福祉活動は、市内の各所で様々な取り組みが行われますが、その広さや大きさに応じた機能や役割があるため、本計画では、地域福祉活動を推進する範囲（圏域）を「市全域」、「各地区」、「常会等」の3つに定めます。

レベル	各レベルの考え方
市全域（第1層）	市の総合的な施策・事業の範囲であり、市社協、各専門機関等と連携。
各地区（第2層）	地理的条件や生活環境に共通性がみられ、地域特性に応じた活動を行う。
常会等（第3層）	互いに顔のみえる最も身近な圏域であり、生活に密着した活動を行う。



身近な「つながり」や、自然な「支えあい」の場は 地域の“宝”です！

本市には、各地区の身近な圏域で、近所付き合いや仲間同士の付き合い、井戸端会議、茶話会等、たくさんの集まりや支えあいの場があります。本計画の取り組みを通して、このような地域の“宝”を把握し、「いい活動やね」「こんな集まりがあったがや」と、市全体で共有していきたいと思えます。

毎朝6時頃から缶コーヒー片手に集落のことや田んぼのことやら話しゆ。男だけの集まり。



百歳体操のあとは近くの商店に立ち寄って、お買い物。大きいテーブルを囲みおしゃべりタイム♪



室戸中央公園で月水金にグラウンドゴルフをしています。健康のために楽しく続けています。新規参加者募集中！



こんな効果が

- 介護予防になる！
- おしゃべりは認知症予防になる
- いきがいができる
- 情報交換の場になる
- 互いの体調の変化に気づける
- 近隣同士の安否確認、見守りができる



気づき

普段当たり前のその集まりや活動が、周囲や自分自身にどれほど影響があり大切なものか、気づくことができる。

できることを見つけはじめる

各地区の様々な活動を知る中で、自分達もできそう、やってみたいと思うことをはじめましょう！

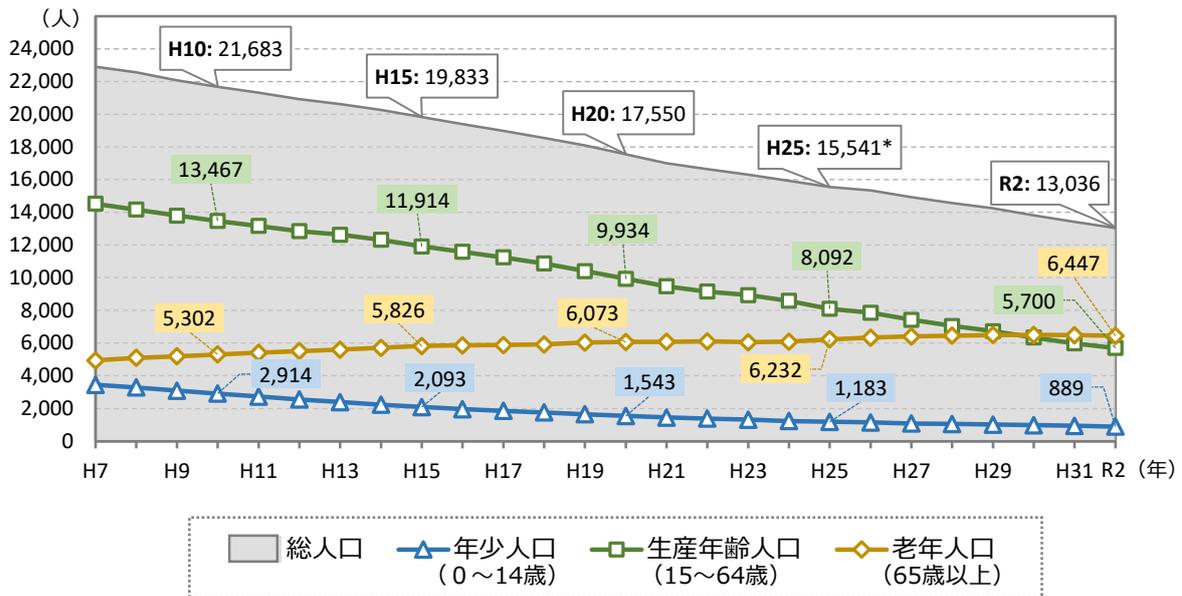
第2章 現状と課題

1. 市の現状

(1) 人口の推移

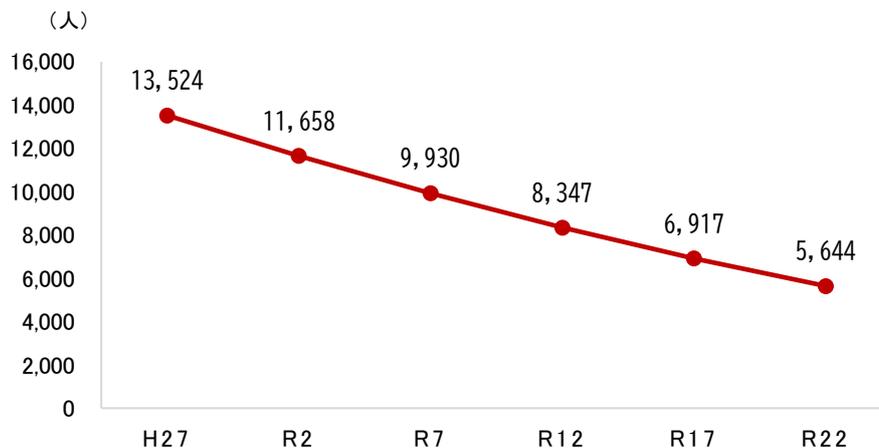
人口の推移を見ると、年齢三区分別では年少人口と生産年齢人口は減少し、老年人口は増加しています。また、人口推計を見ると、今後も人口減少が続き、令和22年の市の総人口は5,644人になると予測されます。

◆人口の推移◆



資料：総務省「住民基本台帳」※H7～H25は各年3月31日時点、H26～は各年1月1日時点
 ※H25は、外国人住民数が非公表または年齢不詳者があるため年齢三区分別の人口合計と総人口が一致しない

◆人口の推移と推計◆

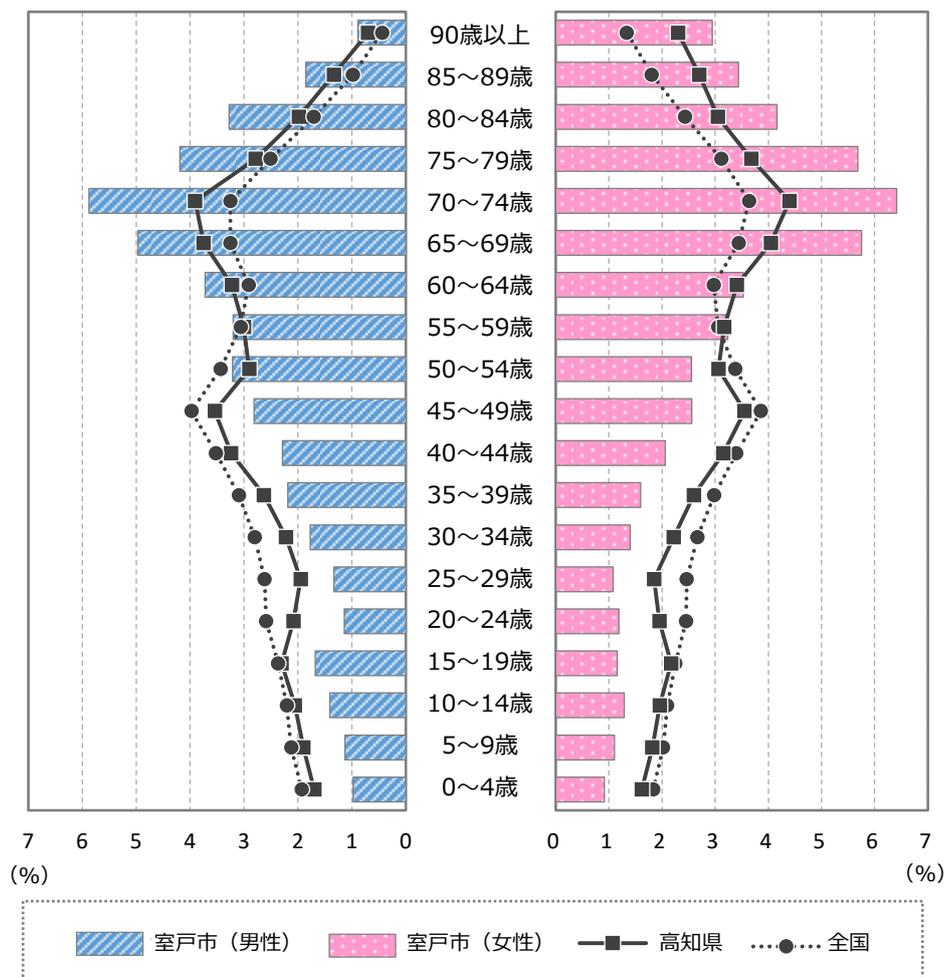


出典：第2期室戸市まち・ひと・しごと創生総合戦略
 ※国立社会保障・人口問題研究所の平成30年時点の推計結果

(2) 人口の構成

本市の人口の構成は、全国と比べて男女ともに0～54歳の割合が低く、55歳以上の割合は高くなっています。

◆人口の構成（5歳区分）◆



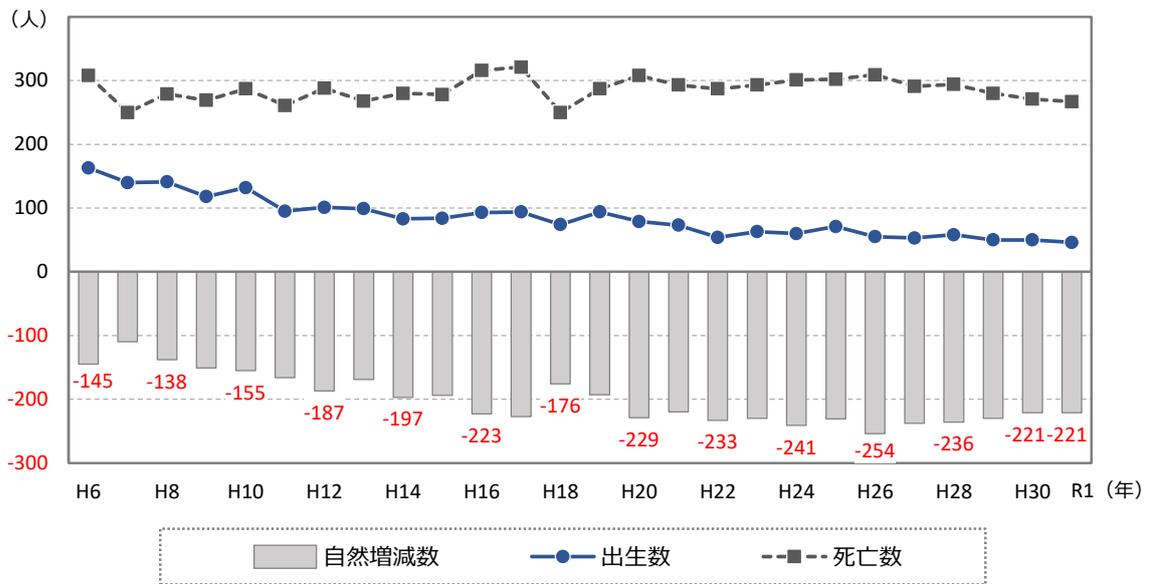
資料：総務省「住民基本台帳」

※令和2年1月1日時点

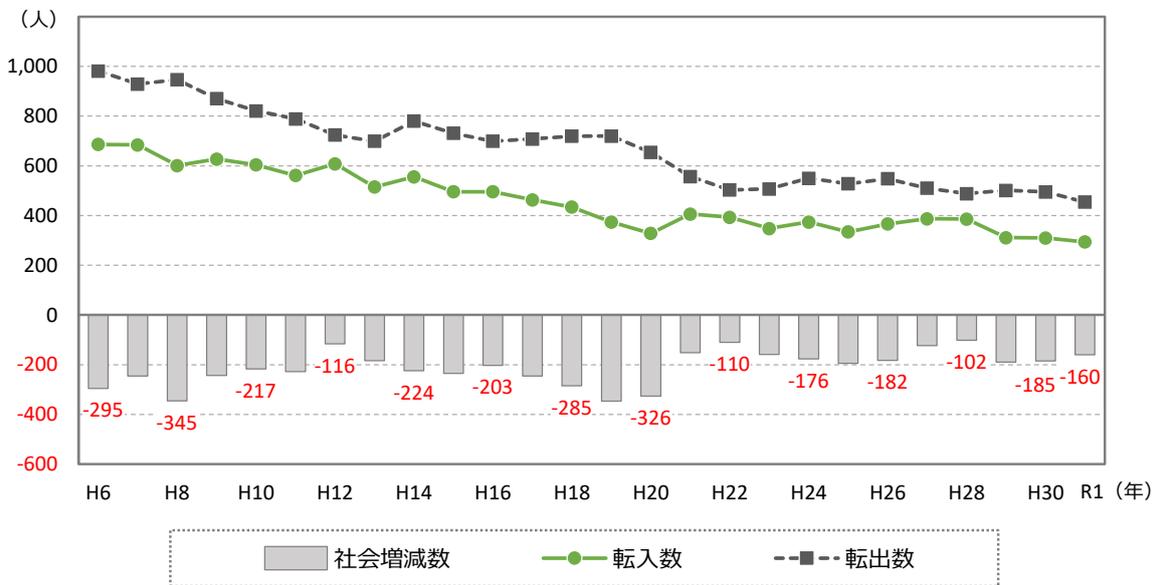
(3) 自然増減、社会増減の推移

自然増減（出生数と死亡数の差）と社会増減（転入数と転出数の差）は、それぞれ減少で推移しています。

◆自然増減の推移◆



◆社会増減の推移◆



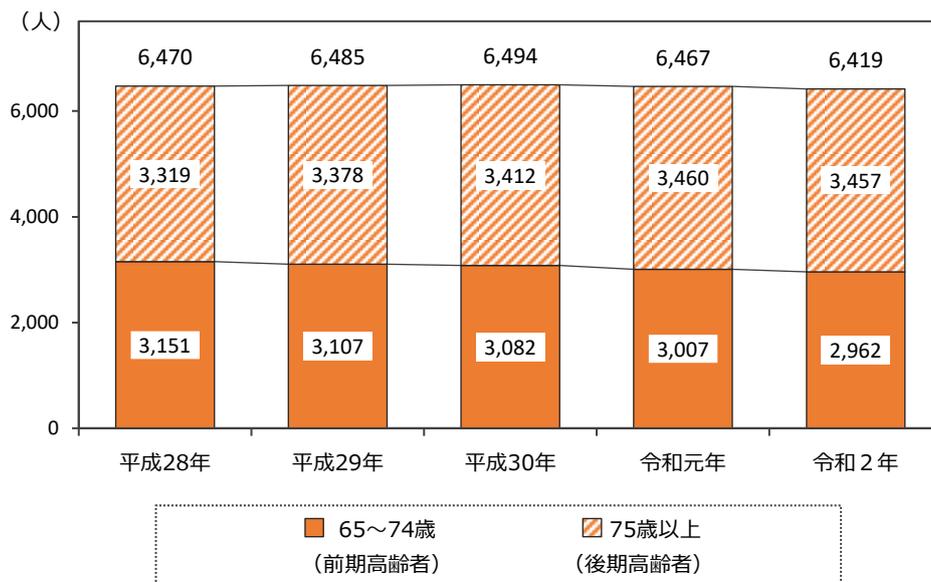
資料：総務省「住民基本台帳」

※H6～H24は各年4月1日～翌年3月31日、H25～は各年1月1日～12月31日

(4) 高齢者の状況

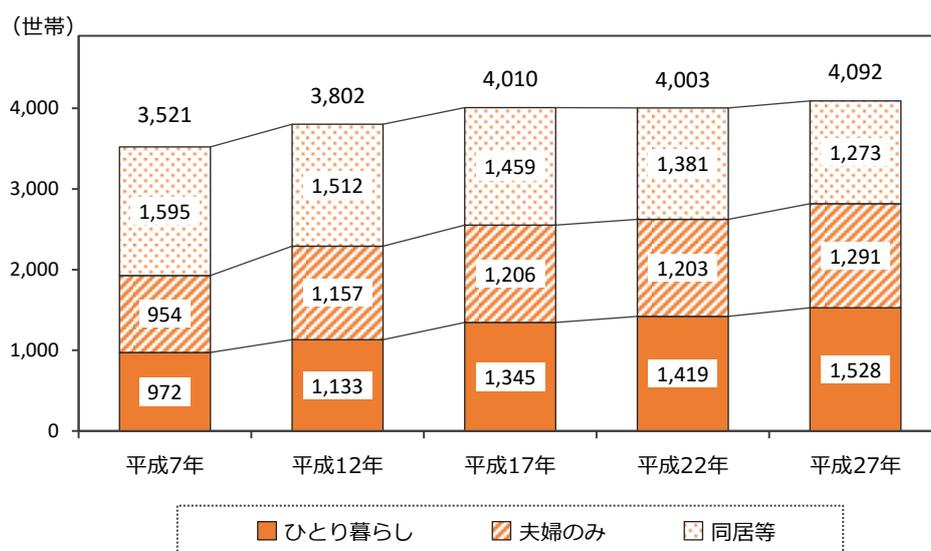
高齢者数は近年、65～74歳までの方は減少していますが、75歳以上の方は増加傾向で推移しています。また、高齢者を含む世帯の全体数は増加傾向にあり、特に高齢者の夫婦のみの世帯とひとり暮らし世帯が増加している状況となっています。

◆高齢者数の推移◆



資料：住民基本台帳（各年9月30日時点）

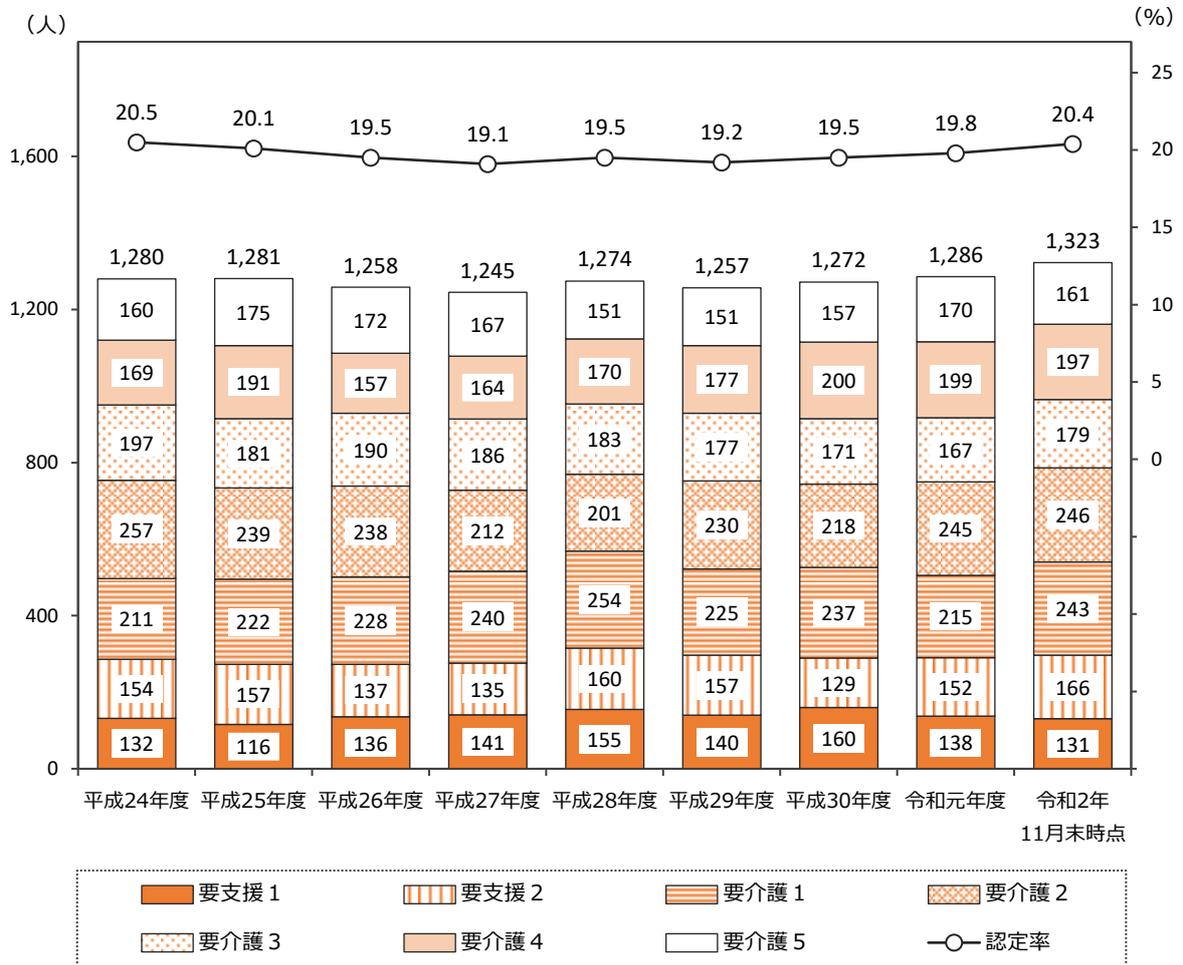
◆高齢者を含む世帯数◆



資料：国勢調査

要介護認定者数と認定率の推移をみると、認定者数は横ばいから増加傾向にあり、認定率は平成24年度の20.5%から一旦減少したものの近年は再び増加に転じています。

◆要介護認定者数・認定率の推移◆

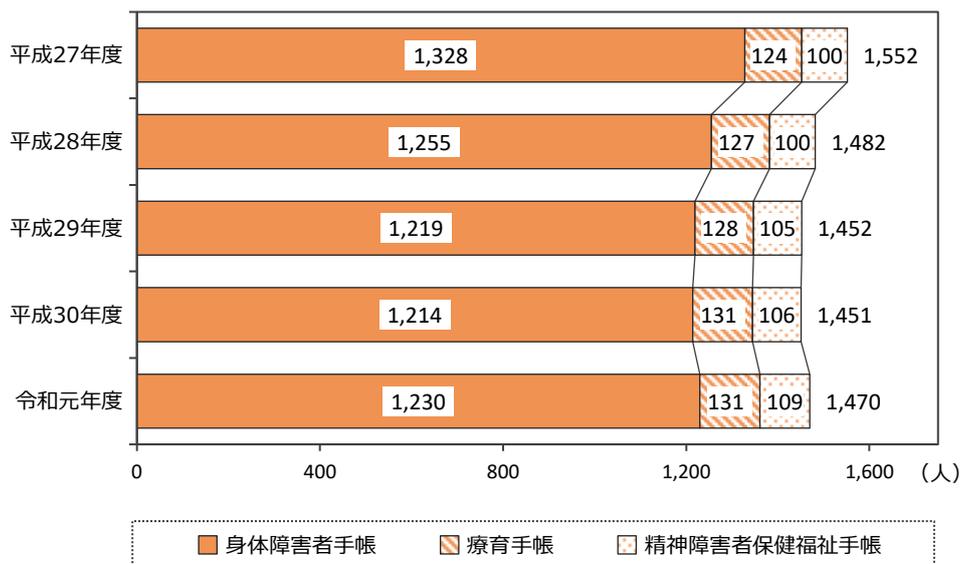


資料：平成24年度から平成30年度：厚生労働省「介護保険事業状況報告（年報）」、
令和元年度：「介護保険事業状況報告（3月月報）」
令和2年度：直近の「介護保険事業状況報告（月報）」

(5) 障がい者の状況

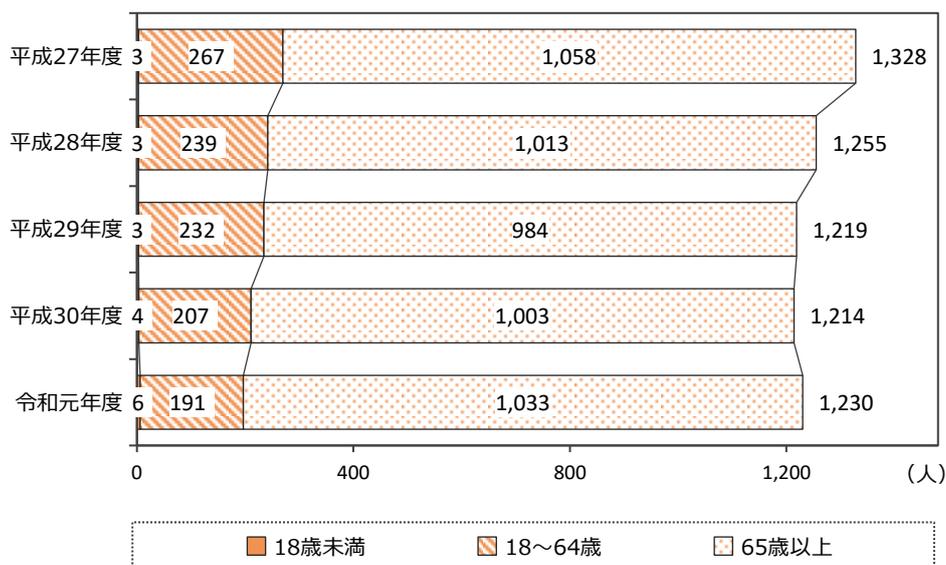
身体障害者手帳は平成 28 年度以降横ばい、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳は微増で推移しています。また、年齢階層別でみると、身体障害者手帳は 65 歳以上、療育手帳は 18 歳以上、精神障害者保健福祉手帳は 20 歳以上でそれぞれ多くなっています。

◆障害者手帳所持者数の推移◆



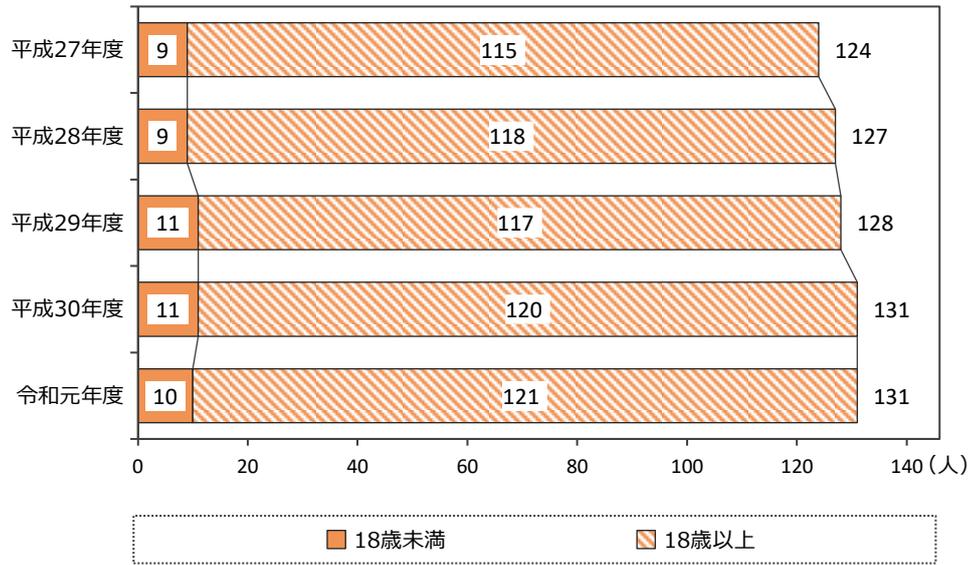
資料：室戸市（各年度末現在）

◆身体障害者手帳所持者の年齢階層別内訳◆



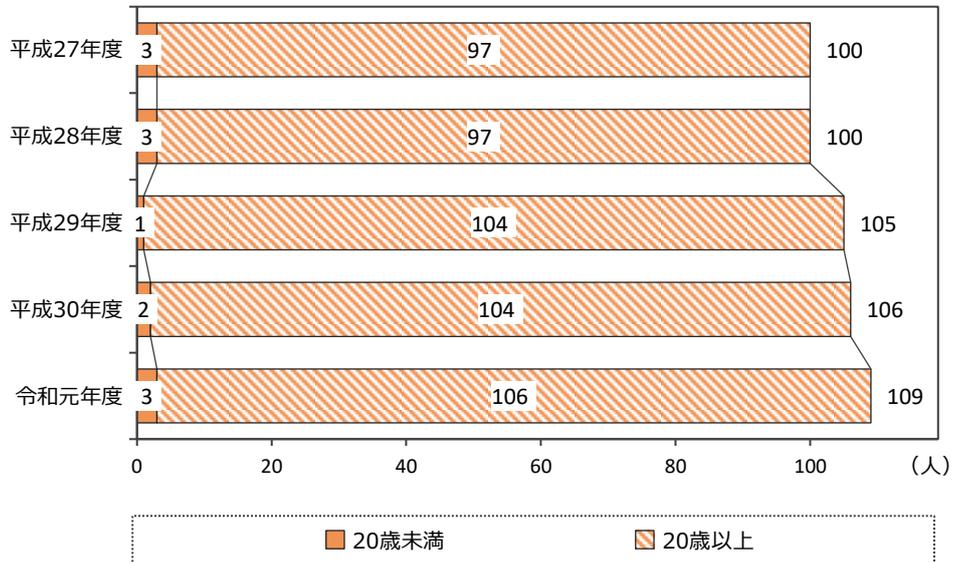
資料：室戸市（各年度末現在）

◆療育手帳所持者の年齢階層別内訳◆



資料：室戸市（各年度末現在）

◆精神障害者保健福祉手帳所持者の年齢階層別内訳◆

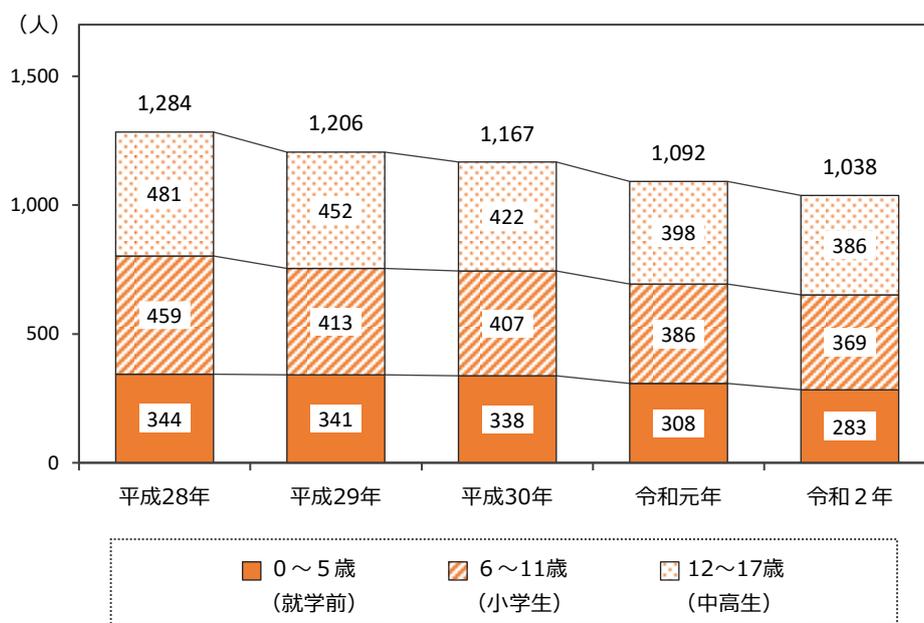


資料：室戸市（各年度末現在）

(6) 子どもの状況

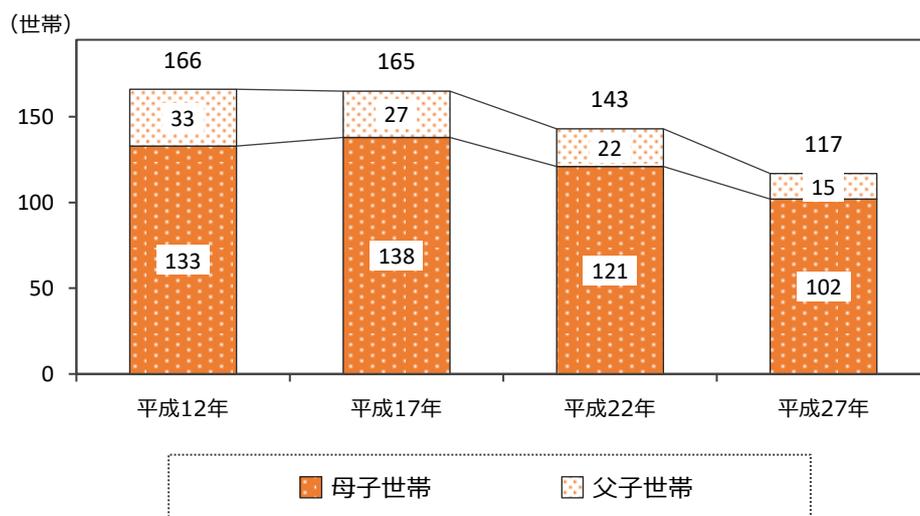
子どもの人口は全体として減少傾向にあります。また、ひとり親家庭については、平成17年以降、減少で推移しています。

◆子どもの人口の推移◆



資料：住民基本台帳（各年9月30日時点）

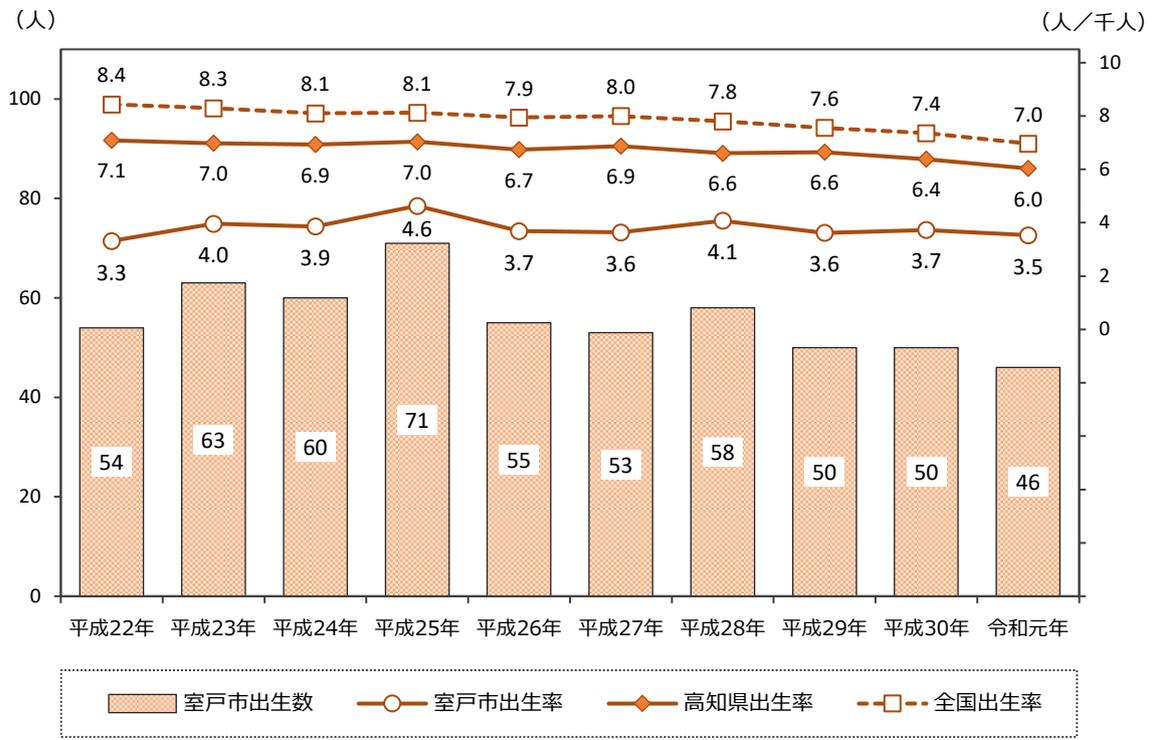
◆父子・母子世帯の推移◆



資料：国勢調査

出生率は、国及び県と比較して低く推移しています。また、出生数は平成25年には71人まで増加しましたが、それ以降は減少傾向にあります。

◆出生数・出生率の推移◆



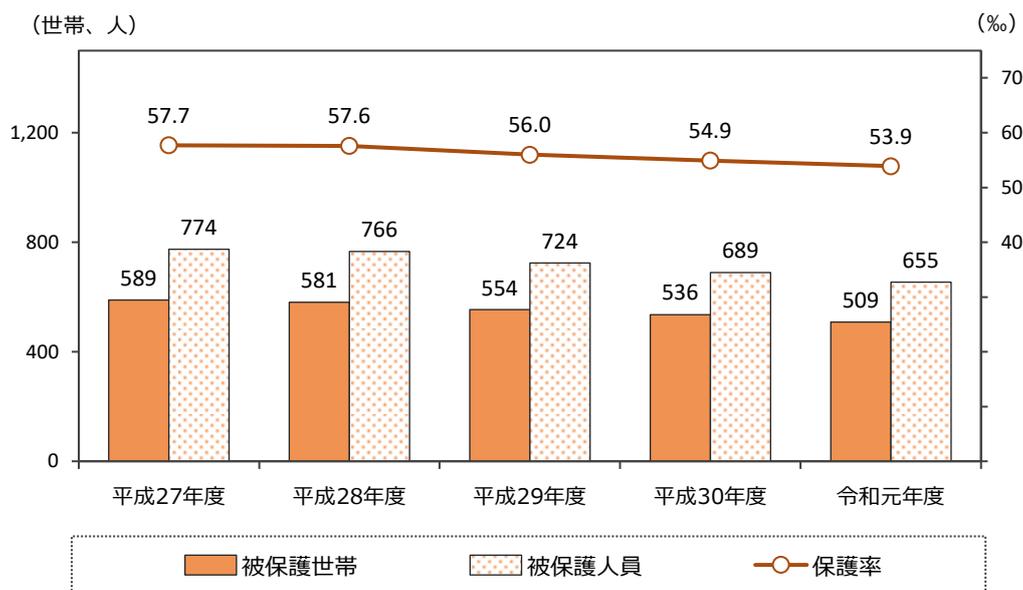
資料：住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数

(7) 生活保護等の状況

近年、被保護世帯・被保護人員・保護率はそれぞれ減少で推移しています。

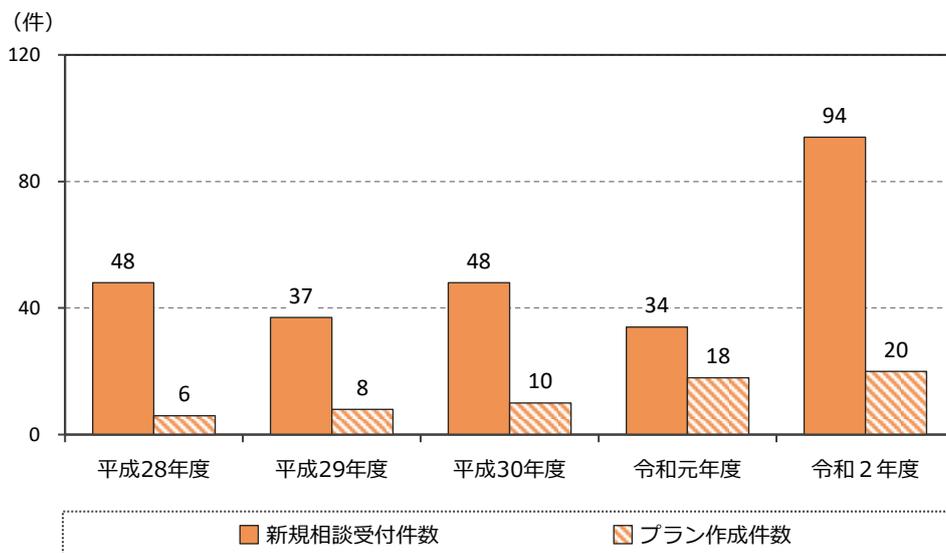
また、平成26年度から開始された自立相談支援事業について、生活費や病気、失業に関する事等、様々な相談が寄せられています。新規相談受付件数は令和元年度までは多少の増減は見られましたが、令和2年度はコロナ禍の影響により大幅に増加しており、プラン作成件数は平成28年度以降、年々増加しています。

◆生活保護世帯の推移◆



資料：室戸市（各年度末時点）

◆生活支援相談センターへの相談状況◆



資料：室戸市（各年度末時点）

2. アンケートから見る住民等意識

(1) 市民の意識調査について

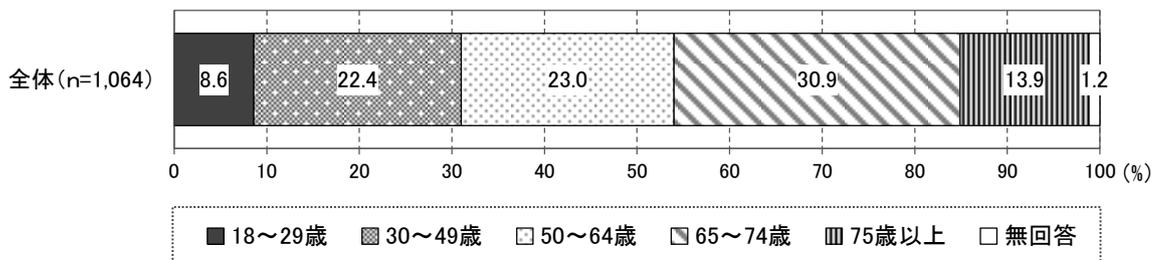
本計画策定の基礎資料とするために「地域福祉に関する意識調査」を実施しました。

■ 調査対象	18歳以上の市民（令和2年12月22日時点）
■ 調査対象者数	2,000人（無作為抽出）
■ 調査方法	郵送による調査票の配布・回収
■ 調査期間	令和3年1月8日～1月22日
■ 調査内容	①あなたの自身のことについて ②地域とのかかわりについて ③福祉について ④不安や悩み、相談先について ⑤災害への備えや災害時の対応について ⑥福祉に関する制度やしきみについて ⑦福祉に関する情報や施策全般について

調査対象者数（配布数）	2,000票
回収数	1,064票
回収率	53.2%

■回答者の年齢

「65～74歳」が30.9%と最も高く、次いで、「50～64歳」（23.0%）、「30～49歳」（22.4%）の順となっています。

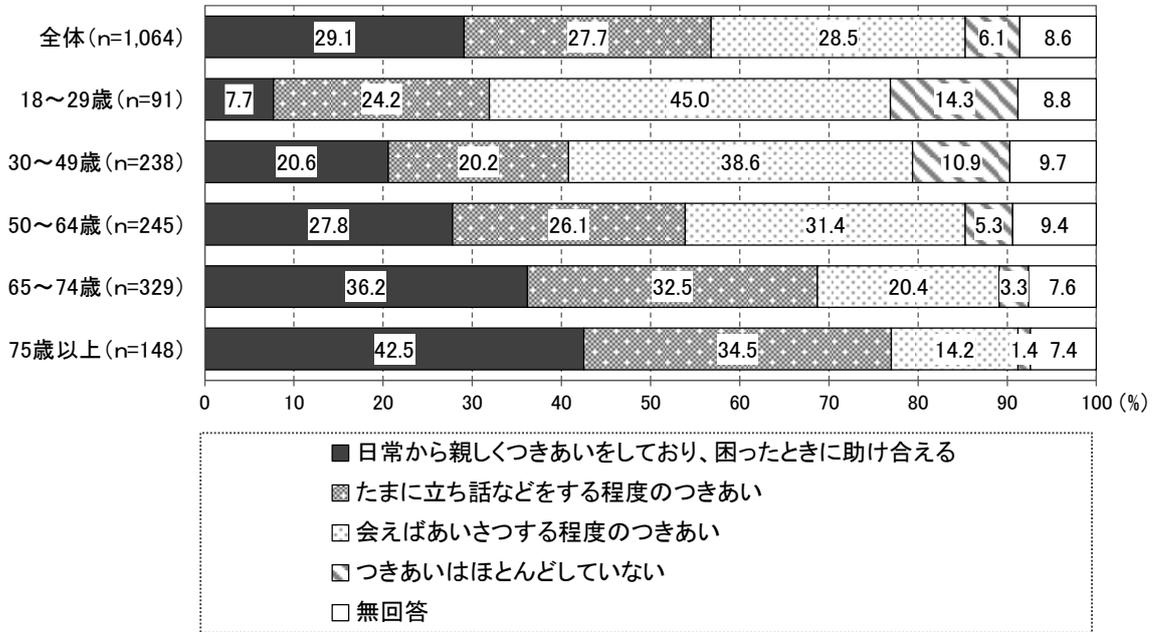


※ 次ページ以降で、特に着目すべき結果のみを抜粋して掲載します。

質問内容

ふだん近所や地域の人とどのようなつきあいをしているか

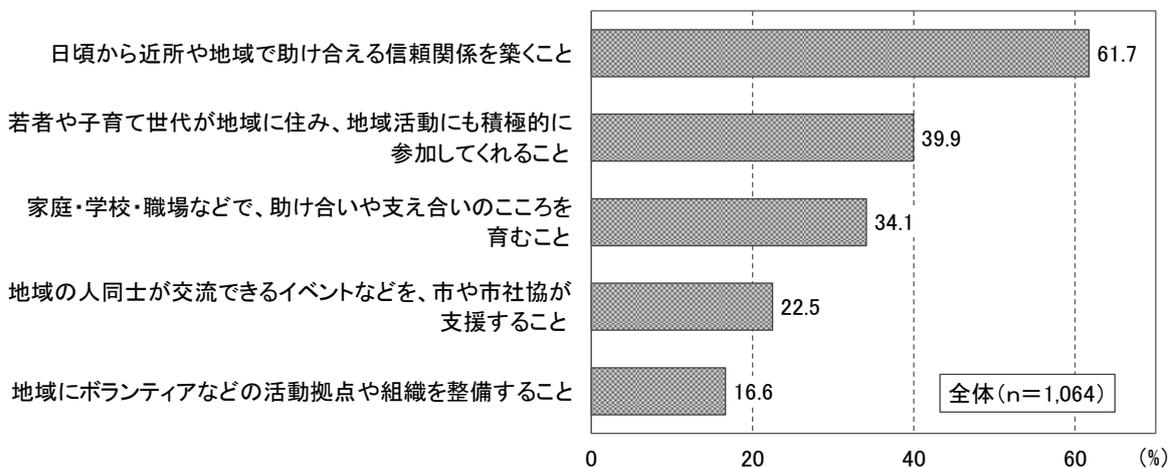
年齢層別で見ると、若年層ほど「日常から親しくつきあいをしており、困ったときに助け合える」の割合が低くなっています。



質問内容

地域での助け合いや支え合いの活動を活発にするにはどのようなことが必要と考えるか（複数回答可） ※グラフは上位5番目まで

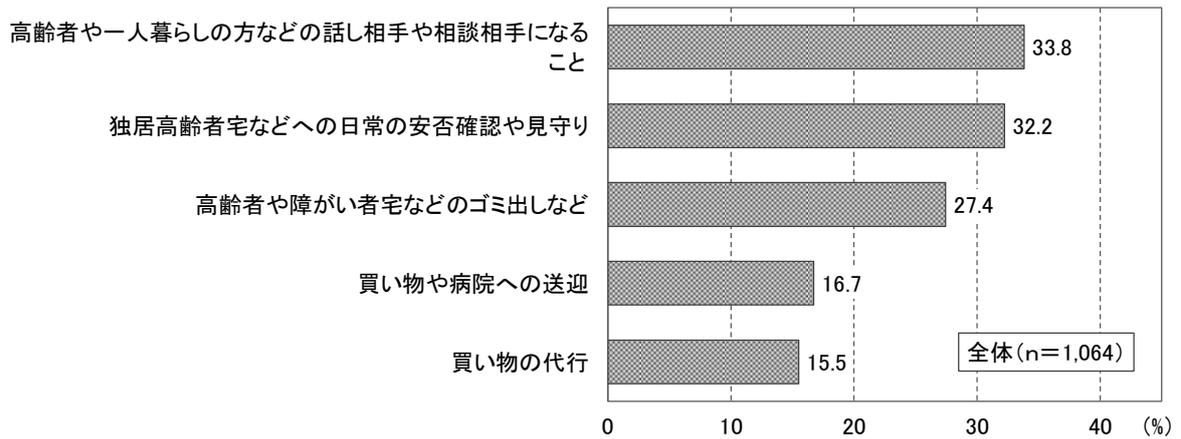
「日頃から近所や地域で助け合える信頼関係を築くこと」が61.7%と最も高く、次いで、「若者や子育て世代が地域に住み、地域活動にも積極的に参加してくれること」(39.9%)、「家庭・学校・職場などで、助け合いや支え合いのこころを育むこと」(34.1%)の順となっています。



質問内容

近所や地域のつきあいやかかわりにおいて、困っている方がいれば手助けしたいことはあるか（複数回答可） ※グラフは上位5番目まで

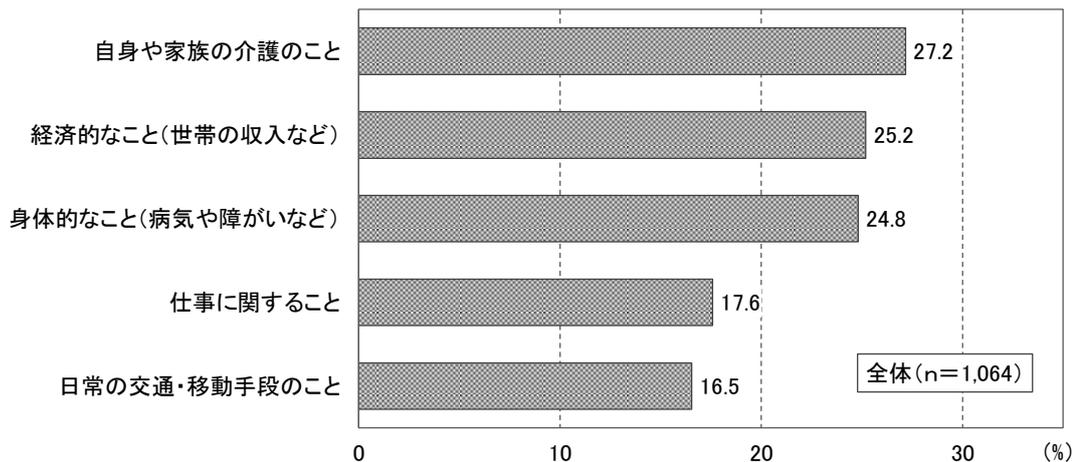
「高齢者や一人暮らしの方などの話し相手や相談相手になること」が33.8%と最も高く、次いで、「独居高齢者宅などへの日常の安否確認や見守り」(32.2%)、「高齢者や障がい者宅などのゴミ出しなど」(27.4%)の順となっています。



質問内容

自身が不安に思っていることや悩んでいることはあるか（複数回答可） ※グラフは上位5番目まで

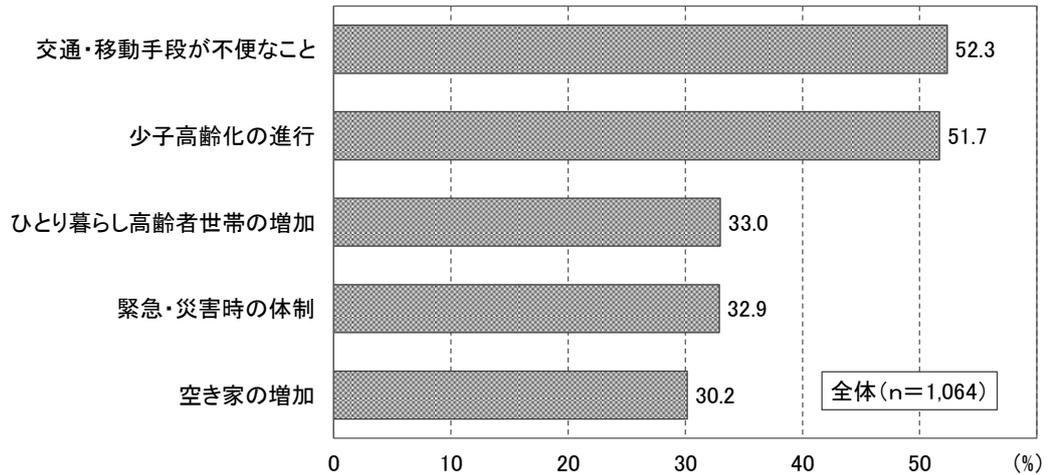
「自身や家族の介護のこと」が27.2%と最も高く、次いで、「経済的なこと（世帯の収入など）」(25.2%)、「身体的なこと（病気や障がいなど）」(24.8%)の順となっています。



質問内容

居住地について、どのようなことを不安・心配に思っているか
(複数回答可) ※グラフは上位5番目まで

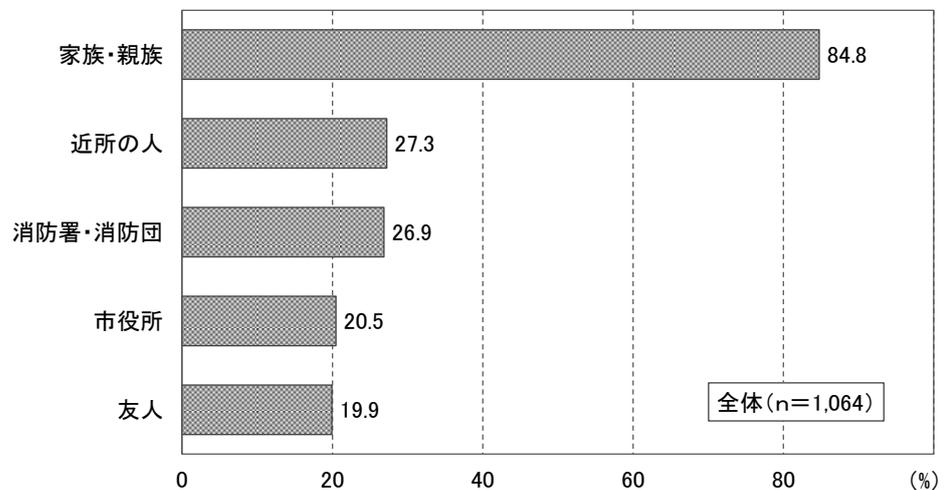
「交通・移動手段が不便なこと」が52.3%と最も高く、次いで、「少子高齢化の進行」(51.7%)、「ひとり暮らし高齢者世帯の増加」(33.0%)の順となっています。



質問内容

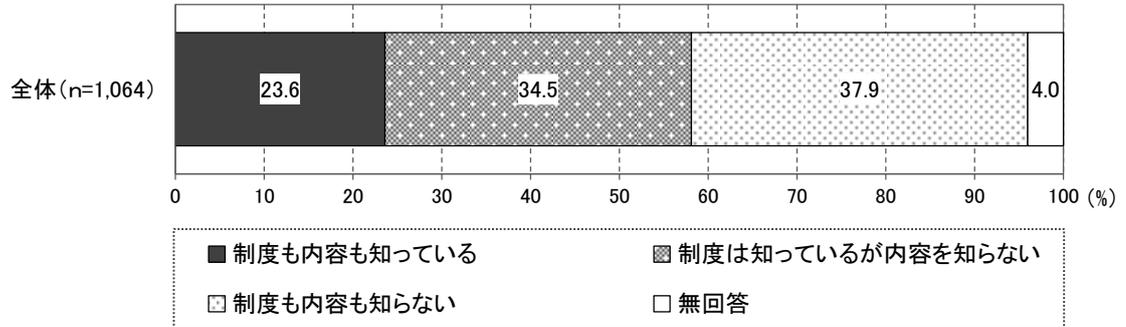
自身が災害にあわれたとき、主にだれ(どこ)を頼りにするか(複数回答可)
※グラフは上位5番目まで

「家族・親族」が84.8%と最も高く、次いで、「近所の人」(27.3%)、「消防署・消防団」(26.9%)の順となっています。



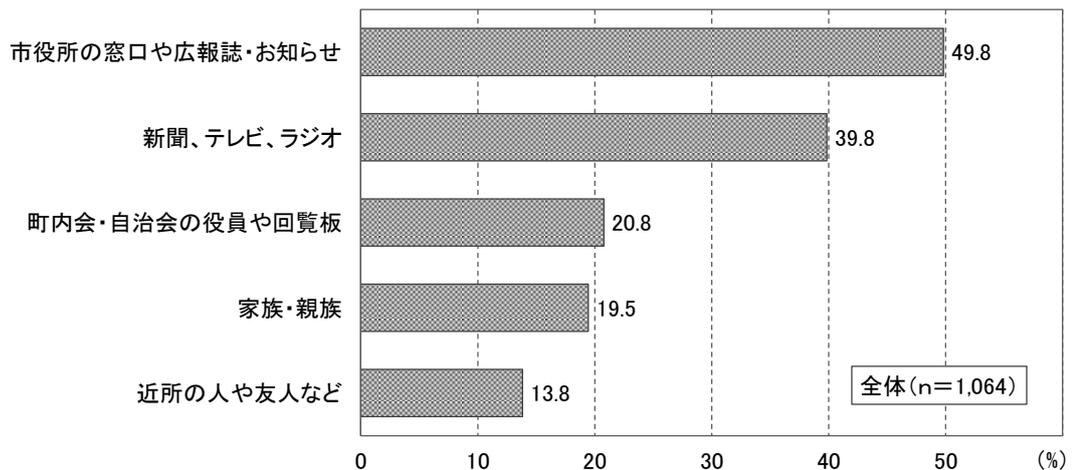
質問内容 「成年後見制度」を知っているか

「制度も内容も知らない」が37.9%と最も高く、次いで、「制度は知っているが内容を知らない」(34.5%)、「制度も内容も知っている」(23.6%)の順となっています。


質問内容
福祉に関する情報をどこから入手しているか (複数回答可)

※グラフは上位5番目まで

「市役所の窓口や広報誌・お知らせ」が49.8%と最も高く、次いで、「新聞、テレビ、ラジオ」(39.8%)、「町内会・自治会の役員や回覧板」(20.8%)の順となっています。

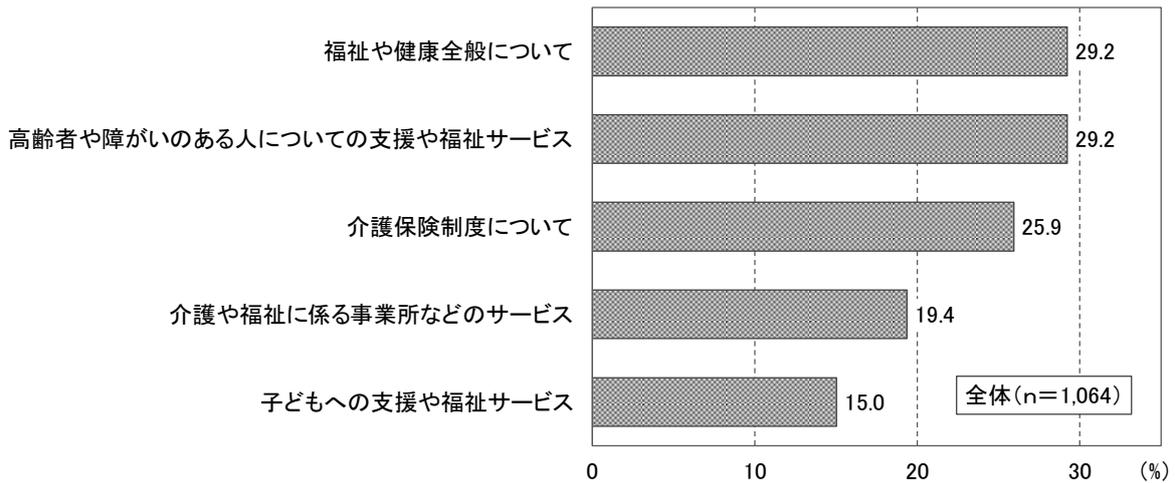


質問内容

福祉についてどのような情報を知りたいか（複数回答可）

※グラフは上位5番目まで

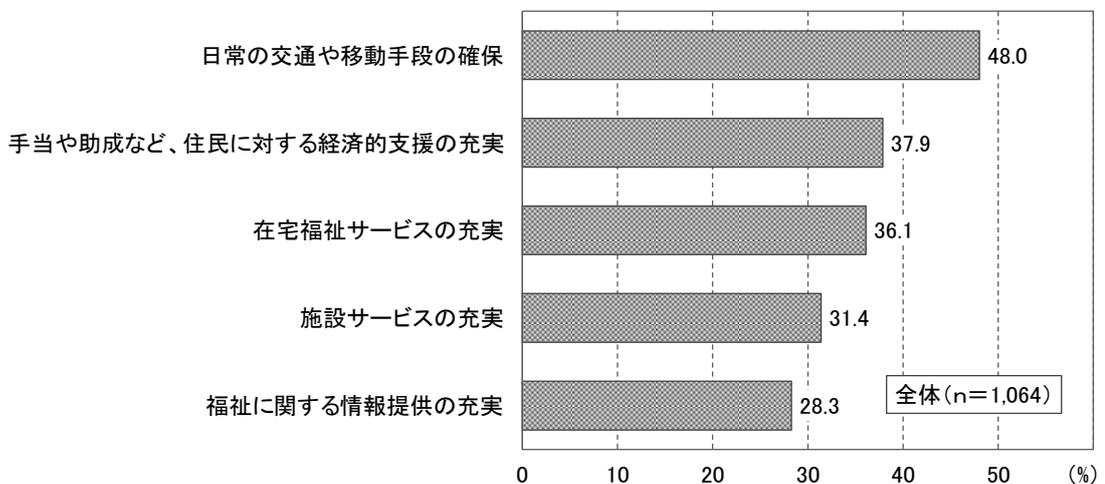
「福祉や健康全般について」と「高齢者や障がいのある人についての支援や福祉サービス」が29.2%で同率と最も高く、次いで、「介護保険制度について」（25.9%）、「介護や福祉に係る事業所などのサービス」（19.4%）の順となっています。



質問内容

市や市社協に対して特にどのような施策や取り組みを行ってほしいか（複数回答可） ※グラフは上位5番目まで

「日常の交通や移動手段の確保」が48.0%と最も高く、次いで、「手当や助成など、住民に対する経済的支援の充実」（37.9%）、「在宅福祉サービスの充実」（36.1%）の順となっています。



(2) 関係団体調査について

常日頃からまちづくりや高齢者、障がい者、子ども・子育て等に対する様々な活動をされている諸団体に対して、福祉に関する考えや意見をうかがいました。

- | | |
|--------|---|
| ▪ 調査時期 | 令和3年3月5日～3月19日 |
| ▪ 調査内容 | ①相談体制について
②地域コミュニティへの支援について
③住民同士が出会い参加できる場や居場所の確保について
④分野を横断する共通の取り組みについて |

■ご回答いただいた関係団体

- ・社会福祉法人室戸市社会福祉協議会
- ・室戸市あったかふれあいセンター（特定非営利活動法人　ぐりーと）
- ・丸山長寿園（社会福祉法人　むろと会）
- ・共同作業所むろとうみがめ（特定非営利活動法人むろとうみがめの会）
- ・通所介護むえんの舎 相談支援しえんの舎（有限会社　村昌）
- ・むろと・はまゆう園（社会福祉法人　室戸はまゆう会）
- ・室戸市老人クラブ連合会
- ・吉良川地区健康づくり婦人会
- ・室戸地区健康づくり婦人会
- ・居宅介護支援事業所　さんさん
- ・居宅介護支援事業所　あおい
- ・社会福祉法人吉良川保育協会　吉良川第一保育所
- ・社会福祉法人むろと福祉協会　むろと保育園
- ・社会福祉法人元保育協会　元保育所
- ・むろと放課後児童クラブ
- ・佐喜浜放課後子ども教室
- ・中川内放課後子ども教室
- ・羽根放課後子ども教室
- ・元放課後子ども教室
- ・道の駅キラメッセ室戸　直販所楽市
- ・無記名（1事業所）

■関係団体調査の結果

関係団体から寄せられた意見をもとに、次のように結果をとりまとめました。

①相談体制について

- 相談内容の複雑化・複合化に対応できるよう、あらゆる相談を受け止めて適切な支援へとつなぐ包括的な相談支援体制の構築と、相談しやすい環境づくりが求められます。
- 専門人材の確保に加えて、関係機関や各種団体等のネットワークの構築と、継続的な情報共有、意見交換の場の機会が求められます。

②地域コミュニティへの支援について

- 地域コミュニティの活性化のため、地域住民がそれぞれの立場で地域活動に参加できるきっかけづくりが必要です。
- 地域における助け合い・支え合いの推進のため、ボランティア参加のきっかけづくりや人材育成等、地域レベルでのボランティアの意義の普及啓発に努める必要があります。

③住民同士が出会い参加できる場や居場所の確保について

- 地域住民が身近な場所でサロン活動等を行えるよう、公共施設を含む既存施設の有効利用や空き家等の活用を検討する必要があります。
- 少子高齢化の進展により、地域における多世代交流が減少しつつあることから、子どもから高齢者まで幅広い年齢層の方が出会い参加できる交流の場づくりが必要です。

④分野を横断する共通の取り組みについて

- 障がいのある人等をはじめ、様々な立場の方の就労や活躍の場の確保が最も求められており、互いの立場や状況を地域住民同士で認め合うなかで、就労に資する新たな社会資源の開拓や地域活動における活躍の場の提供等に努める必要があります。
- 制度の狭間の課題への対応が挙げられており、従来の縦割りの施策・事業だけでなく、制度の狭間にある人の立場や状況を理解し、分野横断的に共通して取り組める支援を推進する必要があります。

3. 市の現状及び調査結果等から見える課題への取り組み

市の現状や各種調査等から、把握した課題について次のように取り組みます。

■市民意識調査より

- 年齢にとらわれない地域活動への参加を促進する
- 成年後見制度の利用促進等による権利擁護を推進する
- 災害時における地域での支援体制づくりを推進する
- 日常の移動手段・買い物支援の確保のための取り組みを更に推進する
- 高齢者・障がい者等への在宅福祉サービスを充実させる
- 子育てに関する環境整備や支援等を充実させる

■関係団体調査より

- 地域福祉活動を支える人材を育成する
- 社会参加・サロン活動等の場を提供し、住民同士の関係を築く機会を増やす
- どのような相談でも受け止められる相談支援体制の構築に努める
- 制度と制度の狭間等、既存の仕組みや制度では支援が困難な世帯等へ対応を可能とするよう努める
- 地域で活動するボランティア団体等の交流や情報交換の場づくりを推進する

■その他、取り組むべき課題

- 地域福祉に対する理解の促進を推進するとともに、福祉に関する情報提供に努める
- 虐待や暴力の防止のために早期発見・早期対応できる体制づくりを更に推進する
- 障がい者や生活困窮者等への就労支援を充実させる
- あらゆる感染症への対策を推進する
- 地域ごとに住民同士で話し合うことのできる環境や場づくりに努める
- 行政における全庁的・分野横断的な支援体制づくりと市社協との協力・連携の強化を推進する

第3章 計画の理念と体系

1. 計画の基本理念

健康で心ゆたかに暮らし続けられる むろとへ
～助け合い・支え合い 共に生きる～

本市では、これまでの地域福祉計画・地域福祉活動計画において、「住民参加の誰もが健康で心豊かに安心して暮らせるまちづくり」を基本理念に掲げて様々な施策を実施してきました。

本計画においては、新たな基本理念となる「健康で心ゆたかに暮らし続けられる むろとへ ～助け合い・支え合い 共に生きる～」を掲げて、福祉関連の個別計画を横断する総合的な福祉施策を推進し、市民が個々の違いを認め、生きがいや役割をもち、助け合いながら暮らすことのできる「地域共生社会」の実現をめざします。

少子高齢化、核家族や独居高齢者・高齢者のみ世帯の増加、ライフスタイルの多様性にともない、一人ひとりが抱える生活課題も多種多様となっている現在、「地域共生社会」の実現のためには、住民による福祉活動の推進や、複雑化・複合化した支援ニーズに対応できる包括的な支援体制の強化が重要となります。

住民同士に助け合い・支え合いの心が根つき、住民の誰もが幸せに暮らせる地域づくりをめざして、この基本理念のもと、総合的で持続可能な福祉のまちづくりに取り組んでいきます。



2. 計画の基本目標

本計画の基本理念を実現するため、次の3つの基本目標を設定します。

基本目標1 地域を支える福祉の人づくり

- 学校や地域において、様々な福祉学習の機会を設け、思いやりの心を育成します。
- 互いの立場を認め合い、あらゆる立場の方に関する理解を促進するため、人権の尊重を基本とし、心のバリアフリーの普及、啓発に努めます。
- 地域や近所付き合いの中で、福祉の心による助け合い・支え合いが実践できる人づくりに取り組みます。
- 福祉サービスの担い手の確保と育成に努めます。
- 地域活動等の担い手やリーダーの育成に努めます。

【施策の方向】

- 1-1 地域共生社会をめざす心の育成
- 1-2 地域福祉を担う人材の育成

基本目標2 豊かに暮らせる地域づくり

- 地域住民が自主的に活動できるよう、住民による地域福祉活動や地域サロンの運営等を支援します。
- 様々な福祉ニーズに対応できるよう、地域福祉活動を実践する住民やあらゆる団体等の交流を促進し、地域福祉の輪を広げます。
- 近所での日常の助け合い・支え合いの心を醸成し、住民主体の地域福祉の取り組みを進めます。
- 地域住民と各種団体やサービス事業者等の連携を一層深めるとともに、会議等による意見交換・情報共有を図る等、地域ネットワーク機能の強化に努めます。

○地域課題や困りごとを住民同士で話し合い、解決するために考え、試みることができるように支援します。

○福祉分野のみではなく、市内のあらゆる機関との連携や協働により地域づくりを推進します。

【施策の方向】

2-1 地域共生社会をめざす地域づくりの推進

2-2 地域ネットワーク機能の強化

基本目標3 みんな安全・安心 福祉のまちづくり

○相談を包括的に受け止め、支援する体制を整備していきます。

○多機関との連携・協働による相談支援体制づくりに取り組みます。

○災害時に配慮を要する方に対する避難支援体制の強化や福祉サービスの充実、公共施設等におけるバリアフリーの推進等により、誰もが住みやすいまちづくりに努めます。

○日常の移動手段や買い物支援を充実し、いつまでも住み続けられる地域づくりを推進します。

○様々な理由により困難を抱える方を支える仕組みづくりや、成年後見制度の利用促進等に取り組むことで、セーフティネット機能の強化に努めます。

【施策の方向】

3-1 生活課題解決に向けた相談支援体制整備

3-2 福祉サービスの充実

3-3 安全・安心なまちをめざす取り組み

3. 施策体系

《基本理念》

健康で心ゆたかに暮らし続けられる むろとへ
～助け合い・支え合い 共に生きる～

